

平成 19 年 6 月 27 日

国立大学法人埼玉大学

学長 田 隅 三 生 様

国立大学法人埼玉大学

監事 木内 徳 治

監事 武田 啓 一



平成 18 事業年度国立大学法人埼玉大学財務諸表及び
決算報告書に関する意見

標記財務諸表及び決算報告書についての監査の方法及びその結果に基づく国立大学法人法第 3 5 条において読み替えて準用される独立行政法人通則法第 3 8 条第 2 項の規定による監事の意見は、下記のとおりである。

記

1 監査の方法

標記財務諸表及び決算報告書について役員等から報告を受け、さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するため、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。この方法に基づき、標記財務諸表及び決算報告書について検討した。

2 監事の意見

標記財務諸表及び決算報告書についての会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は、相当であることを認める。

平成 19 年 6 月 27 日

国立大学法人埼玉大学

学長 田 隅 三 生 様

監事 木 内 徳 治

監事 武 田 啓 一



監事監査結果報告書

国立大学法人埼玉大学の平成 18 事業年度における決算及び業務の実施状況について監査を行った結果は、次のとおりである。

I 監査方法等の概要

1 定期監査

平成 19 年 5 月から 6 月にかけて、役員、副学長、学部長及び研究科長から 18 事業年度の重点実施事項等を聴取し、役員等から財務諸表及び決算報告書について報告を受け、会計監査人（新日本監査法人）からの監査の実施状況及び結果を聴取し、各部局から次の事項についての業務実施状況を聴取する等により監査を行った。

- ① 平成 17 事業年度に係る定期監査における要望事項への対応
- ② 会計事務の実施状況（研究費の不正防止対策を含む。）
- ③ 情報基盤の整備状況
- ④ 茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び埼玉大学の 4 大学間の大学院における教育研究に係る連携状況
- ⑤ 研究に係る外部研究機関等との連携状況
- ⑥ 地域貢献の実施状況
- ⑦ 国際交流センターの活動状況
- ⑧ 民間資金を活用した運動施設整備の進捗状況
- ⑨ 東京サテライト教室の整備状況
- ⑩ 埼玉大学発展基金の募集等の状況
- ⑪ 職員研修の実施状況
- ⑫ 情報公開法及び個人情報保護法に基づく措置の実施状況
- ⑬ 中期計画及び平成 18 年度計画（計画内容等を勘案して抽出した事項）の実施状況等

2 臨時監査

平成 18 年 12 月から 19 年 3 月にかけて、18 事業年度予算に係る各部局における予算編成状況について臨時監査を行った。これは、18 事業年度における国立大学法人埼玉大学としての予算編成方針が、それ以前のものにはみられなかった特徴を有するものとなっており、19 事業年度においてもこの方式を継続・発展させることとされたことを踏まえ、上記について臨時監査を行い、その結果を学長に報告することにより、19 事業年度における予算編成の効果的な実施に資することを主旨として実施したものである。

3 その他

平成 18 年 10 月から 11 月にかけて、定期監査の効率的実施を図るため、各部局から、平成 18 年度計画（計画内容等を勘案して抽出した事項）の進捗状況等について説明を聴取した。また、会計監査人から中間監査の結果等を随時聴取したほか、役員会等重要な会議に出席し、必要に応じ参考意見を述べた。

II 監査結果

1 決算

- (1) 財務諸表等についての会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められる。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人埼玉大学の状況を正しく表示しているものと認められる。
- (3) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重大な影響を与える不正、誤謬及び違法行為は認められない。

2 業務実施

(1) 経営の基本方針

「埼玉大学再構築計画」が、平成 18 年 1 月に役員会のマニフェストとして策定・公表されており、法人経営の基本方針、方向性とそれに沿った当面の実施措置等が同計画において示されている。同計画については、19 年 2 月及び 5 月に、その続編の一部が策定・公表されている。

埼玉大学再構築計画では、第 1 章の冒頭に、① 埼玉大学が進むべき方向を象徴的に表すものを創設するとともに、外部から見た埼玉大学のイメージとして「社会に出てから伸びる人材を育成する大学」等を定着させること、② 学生満足度を上げることの持つ重要性を掲げ、これを実行する当面の措置を記載している。

前者のうち象徴的な表徴の創設としては、「研こう！知と技 埼玉大学」の標語、ロゴマーク（シンボルマーク）及びモニュメントが 17 年度に制定・制作され、18 年度は、公募により大学歌が制定されている。これらの創設は、様々な効果をもたらすものであると考えられるが、埼玉大学再構築計画では、埼玉大学を外部に印象づけることを重視

していることから、今後、これらを効果的に活用しつつ、法人における経営上の努力、大学における教育研究上の実績等を外部に積極的にアピールし、同計画に掲げられた埼玉大学のイメージの定着のための一層の努力がなされることを期待したい。

また、後者、すなわち「学生満足度を上げる」のに最も寄与するのは、そうした効果をもたらす教育の実施であると考えられる。教育の内容に関する事項は監事監査の対象ではないが、外形的にみれば、17年度業務実績に関する国立大学法人評価委員会の評価結果にあるように、「17年度の新たな予算配分方法として、研究経費については積算の70%の配分とする一方、教育経費については100%の配分とし、基盤的経費について教育重視の特色を打ち出し」ており、18年度についても、損益計算書でみると、教育経費は、前年度に比して約18%の伸びを示していることから、この方向が維持されているとみることができ、教育に対する学生満足度の向上に配慮した学内資源の配分となっている。

他方、学生満足度を上げるための環境整備としては、学生の利便のため、改装経費出店者負担により18年4月から大学会館1階にコンビニエンス・ストアが開業され、また、運動施設の改修については、外部資金により実施することとして地元企業等と協議しており、これと並行して、19年4月に、運動施設の維持管理事業及びその一般市民への開放事業に係る委託契約をLLP（有限責任事業組合）と締結している。さらに、18年度には、学生に対する総合相談窓口である「さいだいスポット21」の開設と学内の相談関係機関のネットワーク化、図書館の閲覧席の増設、就職支援措置の拡充（企業訪問による採用動向等調査、「保護者対象就職懇談会」（大学祭の期間中に実施し、参加者約500名）等）を実施するほか、学内施設の点検（パトロール）により、きめ細かい修繕・補修が行われているが（これも学生満足度の向上に寄与するものと考えられる。）、これら修繕等の費用は、部局に配分していた従来の方式を改め、学長裁量経費に包括して、全学的視点から措置することとしている。

このように、埼玉大学再構築計画に掲げられた学生満足度の向上に向けた措置が着実に実施されている状況が認められるところであり、今後も継続的かつ発展的にこれに向けた措置が講じられていくことを期待したい。

なお、上記の実施事項の中には、中期計画に明確に記載されていないものがあり、さらに中期計画は項目別の記載方式を取っているため、実施事項相互の関連性が分かりにくい場合がある。また、上記事項以外にも、中期計画には明確に記載されていない実施事項（教員への裁量労働制の導入、職員の人事考課制度の導入、浦和レッズや大宮アルディージャとの協定の締結等）がある。20年度に実施される国立大学法人評価委員会の暫定評価に当たっては、中期計画の字句にとらわれ過ぎることなく、法人化以降実施してきたものを提示し、的確な評価が受けられるよう留意するとともに、同評価に向けた態勢が整えられることを期待したい。

(2) 財政計画等

a. 財政計画

国立大学法人埼玉大学の財政については、「第1期中期計画期間における財政計画」が、経営協議会の審議を経て平成17年度に策定されている。同財政計画は、21年度までの人件費の削減目標（概ね4%）に対応し、かつ、物件費の節減を織り込んだものとなっている。

18年度は、人件費1%の削減目標をクリアするなど、同計画を念頭に置いた財政上の運営がなされており、同計画による中期見通しに沿った財政運営を引き続き行うことを要望するとともに、外部資金導入等による一層の財源確保策が講じられることを期待したい。

なお、年度半ばに、経営協議会において、18年度前半の収支の実績とこれを踏まえた年度後半の収支見込みの報告が実施されており、このことは、経営協議会の適切な運営に資するものであると認められる。

b. 財務諸表の活用

「埼玉大学財務諸表における活動性の指標の分析（他大学との比較）」が、経営協議会（平成18年10月）に報告されている。この分析は、埼玉大学と学部構成等が類似している8国立大学及び他の6類型の国立大学から関東地域所在の大学を中心に2～4大学を抽出し、これら大学を設置している国立大学法人の財務諸表を用いて、17年度教育研究経費の対業務費比率に係る対前年度比等について比較分析を行ったものである。この措置は、前年度の定期監査において要望した、財務諸表から得られる情報の活用を図ったものと認められ、今後、さらに分析を深める等により、こうした情報を一層活用することを要望したい。

また、財務諸表について、前年度のものとの対比を含めた概要説明の公表の仕方について検討することを要望したい。

(3) 会計事務

a. 業務処理フローチャート

前々年度の定期監査において会計事務に対して行った要望を踏まえ、財務・会計業務における業務種別ごとに、新しい会計制度の下での処理手順を分析・整理した業務処理のフローチャートを平成17年度に作成し、18年度に改訂しており、これを基にリスク・マネジメント、効率化の検討、職員の交替への対応等を行うこととされている。19年度には、予算執行責任者としての限度額を設けて教員が直接発注できる体制及び購入物品の検収体制を整備することとしているので、これを含めたフローチャートを作成し、リスク・マネジメント等に活用することを要望したい。

b. 研究費に係る不正防止対策

研究費に係る不正防止対策については、全学運営会議において「埼玉大学公的研究費

不正使用防止基本方策」が決定（平成 19 年 3 月）され、物品購入に係る納品検査について「検収センター」を設け、発注者とは別の検収担当者を明確に定めることにより、研修体制を充実させる等の措置を取ることとされており、この基本方策に基づいた具体的な事務処理方法等についての検討が行われている。本件については、研究費に係る不正防止のため、適正かつ効率的な経理処理が行われるような制度設計がなされることを要望するとともに、創設された制度に対する監事監査の方法等について検討することとしたい。

(4) 情報基盤の整備

平成 19 年 3 月に、全学光直収ネットワークと新情報処理システムが導入された。これは、キャンパス内の各建物・各室に敷設した光ケーブルによるスター型ネットワークを構築し、仮想 LAN(VLAN)技術によって、多様な組織形態に対応可能な情報共有基盤を整備するとともに、全学に安全で安定した認証システムを整備し、さらに、情報メディア基盤センター教育実習室等にネットブート方式の全学情報教育システムを導入したものである。この情報基盤の整備により、① ネットワークの高度化、② セキュリティの強化、③ ネットワーク構成の柔軟化、④ 管理運用に関わる労力の集約化が図られることとなった。この新しい情報基盤の特性を十分に活用した一層の情報化の推進が図られることを期待したい。また、今後、各部局等における新たな情報処理システムの企画・開発についても、仕様策定委員会等に情報メディア基盤センターの教職員が積極的に参加することにより、同センターによる助言が有効に行われることを要望したい。

(5) 外部研究機関等との連携

a. 大学院間の連携

埼玉大学は、茨城大学、宇都宮大学及び群馬大学との間で、大学院の教育研究に関する協定を平成 18 年 4 月に結び、これに基づき、4 大学大学院連携協議会のもとに部会が設けられ、IT 関係の教育研究の連携等について協議が行われている。また、同協議会での協議を踏まえ、機器分析センターの相互利用について申し合わせが行われている。4 大学の大学院連携については、18 年度から本格的に開始されたものであり、今後の推移に注視することとしたいが、連携の推進のためには、中長期的な連携のあり方について相互に共通の認識を持つ一方で、個々の具体的な連携実績の積み重ねが重要であると考えられるので、このような方向での連携が行われていくことを期待したい。

b. 公的研究機関との連携

公的研究機関との連携は、連携大学院、共同研究等によって実施されている。

連携大学院については、理工学研究科が、理化学研究所及び埼玉県環境科学国際センターとの間で実施してきており、平成 18 年度には、理工学研究科の改組による連携先端研究部門の新設に伴い、理化学研究所から、新たに粒子宇宙科学領域及び脳科学領域

に各3名の客員教員を迎えている。これらに加え、産業技術総合研究所との連携協定（18年3月締結）のもとに、同研究所から、融合電子技術領域に3名の客員教員を迎えている。なお、これらの研究機関とは、連携大学院に関する協定等により、共同研究が行われている。さらに、19年度には、埼玉県立がんセンター臨床腫瘍研究所との間で連携大学院を構築することとされている。

また、共同研究については、上記機関のほか、物質・材料総合研究機構、埼玉県産業技術総合センター等との共同研究が実施されている。

このように、公的研究機関との連携が逐次推進されている状況が認められるところであり、他大学との共同研究を含め、研究に係る他機関との連携がさらに推進されることを期待したい。また、他機関との共同研究については、その分類の仕方、個々の研究の概要（研究テーマ、実施期間、構成メンバー、研究のねらいや位置づけ、内容の概略、研究成果等）の整理等について工夫し、埼玉大学としてどのような特色をもった共同研究が行われているかを外部に発信する機会を増やすことを要望したい。

c. 地域共同型研究への参加

地域共同型研究としては、中期計画において、埼玉バイオプロジェクト（埼玉県地域結集型共同研究事業。実施期間平成15年1月～19年12月）が掲げられているが、これに埼玉大学教員16名及び埼玉大学出身のポスドク6名が参加している。同研究プロジェクトは、高速分子進化技術を使って高機能バイオ分子を産み出し、研究成果として得られた特許技術を活用して、医療、環境など様々な分野で新技術や新産業を創設することをねらいとするものであり、科学技術振興機構の競争的資金等により、埼玉県中小企業振興公社が中核機関となって実施されている。同研究プロジェクトには、大学、国・県の研究機関、バイオ関連企業等の研究者（70名以上）が参加しているが、埼玉大学教員が、研究統括を務めるとともに、4つのサブテーマのうちの3つ（高分子進化のための基盤技術の開発、医療応用及び環境応用）のリーダーとなっている。これらのサブテーマにおいて、18年度は、DMD(Digital Mirror Device)を用いた高密度マイクロアレイ作成・測定装置の開発、汚泥の増加と悪臭を大幅に軽減した活性汚泥法による廃水処理法の開発等の研究成果が挙げられており、また、プロジェクト全体として、研究成果により国内36件、国外12件の特許出願が行われるとともに、3社のベンチャー企業が創設されている（19年3月現在）。さらに、同プロジェクトの成果を踏まえ、19年度から、文部科学省の都市エリア産官学連携推進事業（一般型）－埼玉・圏央エリア－（埼玉県中小企業振興公社を中核機関とし、実施期間19～21年度）「タンパク質の高速分子育種を基盤技術とする先端バイオ産業の創出」が、埼玉大学教員を研究統括として実施されることとなっている。

また、「埼玉オプト」（地域新生コンソーシアム研究開発事業。実施期間18～20年度）にも、埼玉大学教員が参加している。同研究プロジェクトは、光フロンティア領域を支える次世代機能性光学材料及び素子の開発を研究テーマとし、埼玉県の「オプトビレッ

ジ構想」の推進に資することをねらいとするものであり、経済産業省の競争的資金等により、埼玉県中小企業振興公社が管理法人となって実施されている。同研究プロジェクトには、大学、国・県の研究機関、埼玉県内の光学（オプト）関連企業等の研究者が参加しているが、埼玉大学教員が、5つのサブテーマのうちの1つ（光電変換薄膜による超微細受光素子の開発）のリーダーとなり、軽量小型で高精細・高効率なデジタルカメラ・ムービーの心臓部の開発等を行っている。

これらのプロジェクトは、埼玉県第2期科学技術基本計画（計画期間19～23年度）において、基本政策に横断的に関わる重点戦略プログラムとして位置づけられている。

さらに、文部科学省の都市エリア産官学連携推進事業（連携基盤整備型）— 関東平野さいたまエリア —（本庄国際リサーチパーク研究推進機構を中核機関とし、実施期間17～19年度）では、埼玉大学の教員が研究顧問の1人となっており、また、同事業における共同研究として、「地球環境問題の解決と環境共生都市の構築に向けた都市廃棄バイオマスの効率的再利用技術の開発と安全評価」が、埼玉大学、早稲田大学、埼玉県環境科学国際センター及び関連企業との連携により実施されている。この共同研究は、都市廃棄バイオマスを活用したバイオディーゼル燃料(BDF)やバイオプリケット(BB)の製造・利用技術とその効率性・安全性、環境評価等の基盤技術を開発し、開発技術・装置の実用化を目指したものであり、18年度は、BDF製造における連続装置化・反応の高速化等に関する研究を実施し、BDF製造過程に超音波を利用することにより効率化・高速化の見通しを得る等の研究成果が得られている。

これらのプロジェクト等は、埼玉大学がその主体となって実施されているものではないが、埼玉大学の教員が主要な参加メンバーとなっており、専門知識等による地域に対する貢献として重要な役割を果たしていること等にかんがみ、これらプロジェクトへの埼玉大学教員の関与に係る情報を取りまとめ、外部に発信する機会を増やすことを要望したい。

(6) 地域貢献

地域貢献の実施については、民間機関等との共同研究・研究交流等を推進するために総合研究機構内に置かれている地域共同研究センターにおいて、地元企業の参加による技術交流会の開催のほか、平成18年度には、新たに「ベンチャー講座 in 埼玉大」の開催、「テクノ・カフェ」の開催等が実施されている。また、学部・研究科等において、公開講座、夜間主コースの県民開放、さいたま芸術劇場及び県立美術館との連携事業、受託研究、包括連携協定に基づく民間連携、20年・10年経験者小・中・高校教員研修、審議会等への参加、地域イベントへの参加等による地域貢献が実施されており、前記の地域共同型研究への参加も地域貢献としての側面を有している。

このように、各種の活動が地域貢献に結びつくものであり、今回の監査は、それら全てを対象としていないが、監査を行った範囲でも、地域共同研究センターにおいて、「地

域に対して開かれた埼玉大学」をモットーに、いくつかの新規事業が開始されるなど、地域貢献の推進に向けて漸進的に努力が積み重ねられている状況が認められる。

また、19年4月から、JR 東京駅近傍の「サピアタワー」に東京サテライト教室が開設された（これに伴い、東京ステーションカレッジを新設のサテライト教室内に移転）が、同教室での公開講座の開講等により、地域貢献の側面においても、同教室を有効に活用することを検討するよう要望したい。

(7) 国際交流

研究交流部門と学生交流部門の国際関係組織を一元化し、国際交流・連携に係る企画・立案機能を一層強化するため、平成18年7月に国際交流センターが設置され、19年1月には、同センターにおいて、埼玉大学国際交流戦略構想が策定されている。同構想は、次期中期目標・中期計画期間までを見通したものとすとの方針の下に、国際交流・連携の方向を定めた指針としての性格を有するものであり、新設された組織において、先ずその活動の基本方針を検討し、明らかにすることは、有効な手法として評価できる。今後、同構想に沿って、埼玉大学再構築計画に掲げられている日本人学生派遣留学等が推進されていくことを期待したい。また、国際交流・連携に係る企画・立案機能を一層強化する観点から、海外での会議への派遣等により、実地の経験・研修による教職員、特に職員の専門知識等の育成が順次図られていくことを期待したい。

なお、職員研修については、国際交流関係を含めて、専門職能集団機能の充実のための実務研修の実施が中期計画に掲げられているところであり、法人化後の労務、財務等に係る適用制度の変化等に対応して、公的な、あるいは民間の外部機関における研修への一層の参加が図られることを期待したい。

(8) 埼玉大学発展基金

平成18年10月に、埼玉大学発展基金が創設された。同基金は、教育活動の活性化及び研究活動の高度化のための事業等を行うことを目的に、埼玉大学開学60周年となる21年度までを第1期として募集活動を行うものであり、経営協議会委員や学外有識者を含めた基金運営会議を設けて基金の運営に関する基本的事項を審議することとしている。募集活動については、同窓会の協力を得るとともに、埼玉県内の経済団体との提携を図ることとしており、これを契機として、地域における連携が一層深められることを期待したい。

(9) 情報公開法及び個人情報保護法関係

情報公開法関係については、前年度の定期監査における要望を踏まえ、文書ファイル管理簿の更新が実施されている。個人情報保護法関係の個人情報ファイル簿についても、法律の主旨に沿った更新がなされることを要望したい。

(10) 前年度定期監査における要望事項

前年度の定期監査における要望事項への対応については、財務諸表から得られる情報の活用等、既述のもののほか、① 業務の外部委託の検討については、平成 18 年度から、教職員の一般定期健康診断が外注化され、業務量の軽減と個人宛結果通知の充実等が図られており、また、年末調整業務についても外注化が実施され、② 運動施設改修及び地域開放事業については、戦略企画室にワーキング・グループを設けて検討が行われ、前述のように、運動施設の維持管理事業及びその一般市民への開放事業に係る委託契約を LLP（有限責任事業組合）と締結（19 年 4 月）したが、外部資金による運動施設の改修は、これとの関連を含めて、個別の施設毎にその可否を検討することとされており、③ 情報の共有については、戦略企画室での検討を踏まえ、教育研究活動等に係る基礎データの収集・整理等のために学長室に大学運営資料編纂室を置く（19 年 5 月）こととされ、④ 実務担当者による業務改善については、同じく戦略企画室での検討を踏まえ、事務局にこのための事務改善タスクフォースを漸次設けるための要項が整備され（19 年 1 月）ている。これらは、いずれも前年度の定期監査における要望の主旨に沿った措置であると認められるが、設置された組織の活動等について、今後とも注視することとしたい。